

岐阜県花きの振興に関する条例

花きには、その色や香り、園芸等の作業を通じた自然とのふれあいにより、人に潤いと安らぎを与える効用がある。

現代社会は、少子高齢化、人間関係の希薄化等の問題を抱えており、これらの問題に対し、花きを活用することにより、子どもの情操教育、高齢者の生きがいつくり、地域における^{きずな}絆づくり等の面で効果が現れることが期待される。

また、岐阜県は、「清流の国づくり」として、全国レベル又は世界レベルのスポーツ大会の開催や観光誘客に取り組んでおり、日本全国又は世界各国から多くの方々が岐阜県を訪れることが見込まれ、これらの方々を岐阜県の花きでおもてなしし、岐阜県に来て良かった、また訪れたいと思ってもらえることが大切である。

このため、県内において花きが安定的に供給されることにより、家庭、学校、地域等県民の生活のあらゆる場面において花きが活用され、県民一人一人に県外からの来訪者を花きでおもてなしする心が育まれることが必要である。

ここに、全ての県民の参加と協働により、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「花き」とは、鑑賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「園芸福祉」とは、花きの人を癒す効用に着目し、花きを活用した心身の健康の増進、生きがいつくり等の取組をいう。

3 この条例において「花育」とは、花きの豊かな人間性の^{かん}涵養に資する効用に着目し、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組をいう。

(基本理念)

第三条 花きの振興は、花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊

かな人間性の涵養に資することを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、県民、事業者、花き関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

3 県は、県民が花きの効用に関する理解を深めるため、必要な情報の提供に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用するよう努めるものとする。

2 県民、事業者等は、県外からの来訪者を迎える場合においては、花きでおもてなしするよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、花きの振興に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(推進体制)

第七条 県は、花きの振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(振興計画)

第八条 県は、花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号。以下「法」という。）第三条に規定する基本方針及び基本理念にのっとり、法第四条に規定する振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、振興計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(花きの文化の振興)

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(花きの日)

第十条 県民の間に花きについての関心と理解を深めるとともに、積極的に花きを活用する意欲を高めるため、花きの日を設ける。

2 花きの日は、八月七日とする。

3 県は、花きについての関心と理解を深めるための啓発活動その他花きの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(園芸福祉の推進)

第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花育の推進)

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花きの安定供給)

第十三条 県は、県民が日常生活において花きを積極的に活用できるよう、県内における花きの十分かつ安定的な供給のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。